

最高裁判所(第三小法廷) 令和●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分等取消請求上告事件
国側当事者・国

令和6年5月8日棄却・確定

(控訴審・名古屋高等裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和5年11月24日判決、本資料
273号・順号13904)

(第一審・名古屋地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和5年6月22日判決、本資料2
73号・順号13859)

決 定

上告人	甲
被上告人	国
同代表者法務大臣	小泉 龍司
同指定代理人	矢野 由夏

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項
所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は
単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

令和6年5月8日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 今崎 幸彦

裁判官 宇賀 克也

裁判官 林 道晴

裁判官 渡邊 恵理子